



これからの浄化槽について

令和4年11月11日



環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
浄化槽推進室長 沼田 正樹



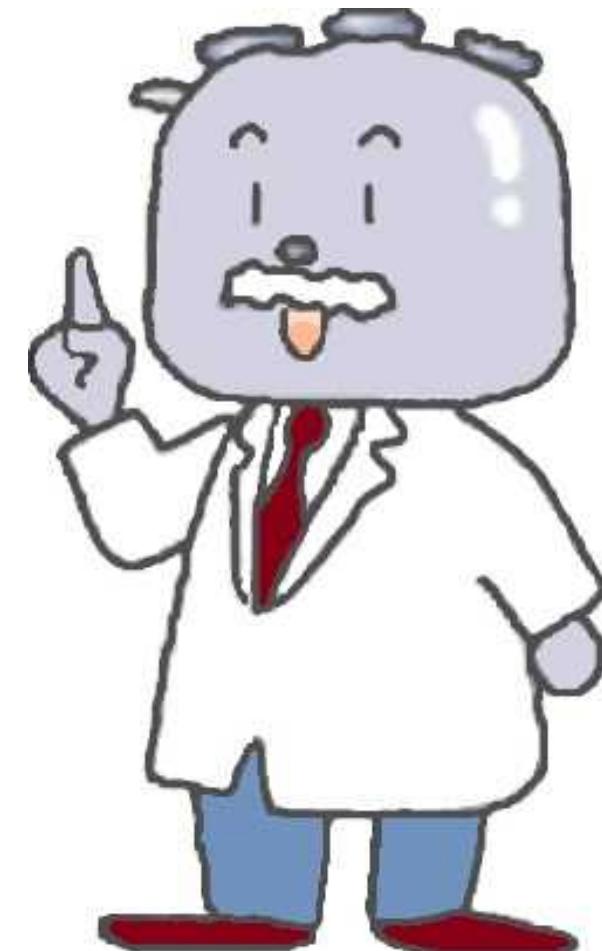
浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

1. 淨化槽の現状

2. 最近の浄化槽行政の方向性

3. 浄化槽整備に係る予算制度

4. 令和5年度 浄化槽整備関係
概算要求の概要



1. 淨化槽の現状

(1) 淨化槽の特長

処理性能が優れている

微生物による浄化機能を活用し、下水処理場並み(20mg/l以下、BOD除去率90%以上)に汚水の処理が可能です。窒素やリン除去などの高度処理にも対応しています。



単独処理浄化槽の約8倍の処理能力

し尿のみならず生活雑排水も処理可能な合併処理浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、約8倍の汚水処理能力があります。

省スペースで設置、投資効果の早期発現

個人住宅に設置する浄化槽のスペースは乗用車1台分とコンパクトで、地中に埋めるため目立ちません。また、工事も概ね1週間程度で設置できるため、効果の早い発現が期待できます。



地震など、災害への対応力がある

個別処理であり、早期復旧が可能で、地震などへの災害対応力があるという特徴があります。
※東日本大震災の調査では、全損は3.8%(震度6弱以上又は津波被害地域の1099基を対象)

水環境の変化が小さい

整備前後において、各戸から排水されるという形態に変化がなく、排水の水質が向上する以外に変化がありません。河川の安定的な流量維持にも寄与します。



1. 淨化槽の現状

(1) 淨化槽の特長

状況変化に応じた柔軟な対応が可能

分散処理のため、人口減少などの状況変化に応じて、柔軟に対応が可能。

地元の雇用につながりやすい

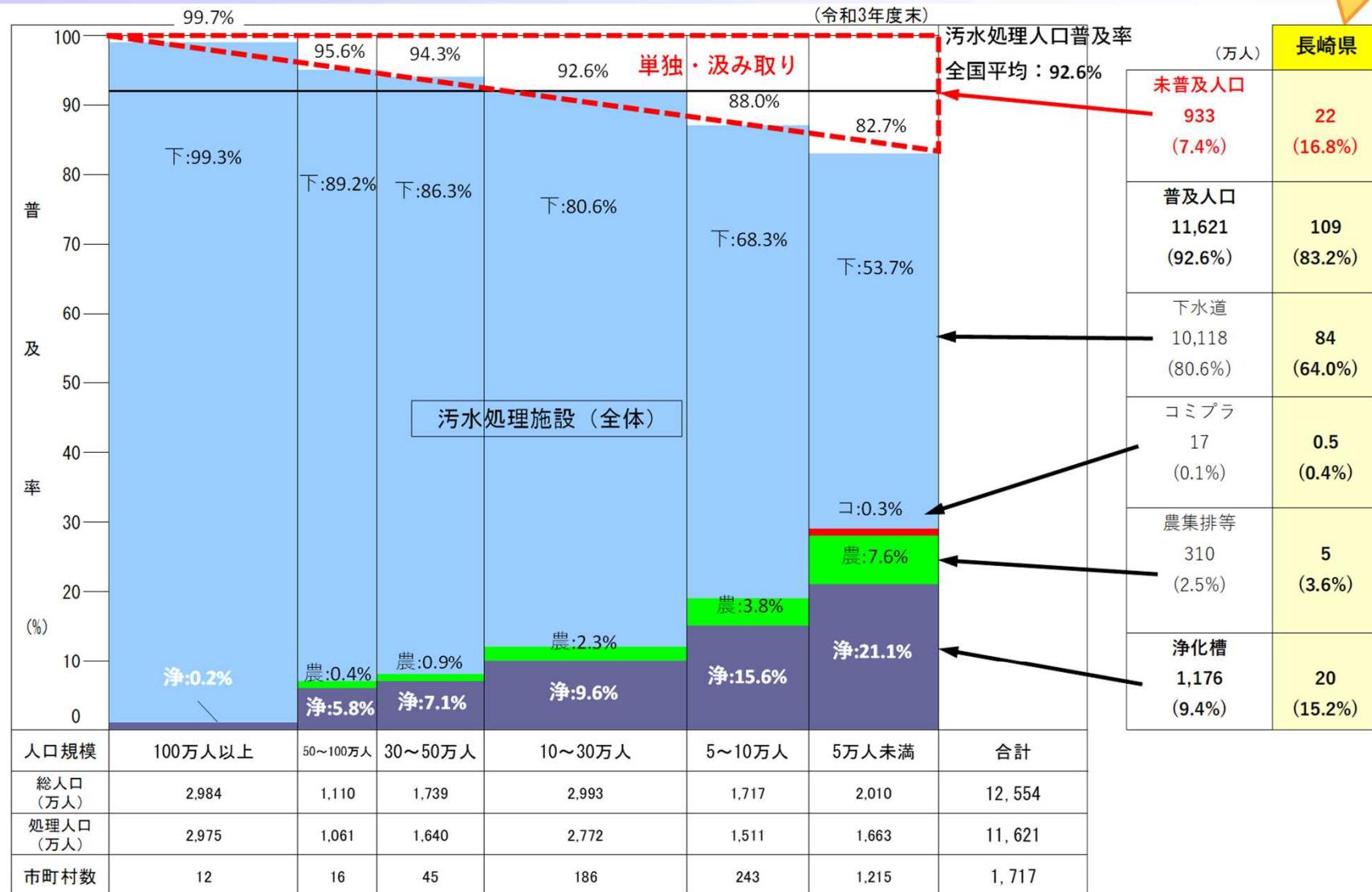
工事規模が小さく、また、清掃や保守点検など定期的に行う作業もあるため、地元の事業者が受注できる仕事が多い。地域の資金循環にもつながる。

設置費用の「**安さ**」、設置期間の「**早さ**」、災害や状況変化への「**強さ**」が浄化槽のセールスポイント。

1. 淨化槽の現状

(2)都市規模別の汚水処理施設の普及状況

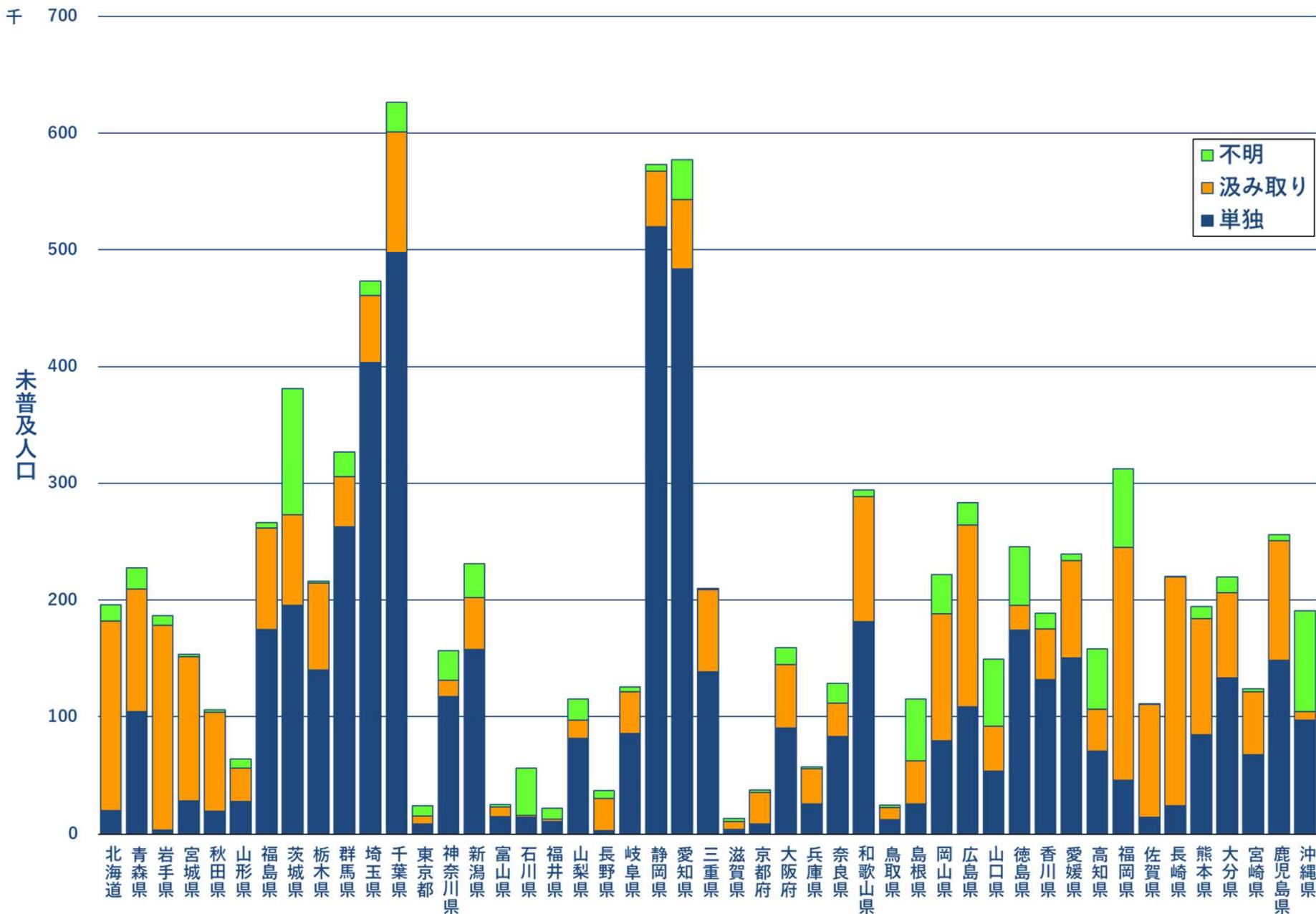
普及率38位



人口の少ない市町村ほど未普及率及び浄化槽普及率が高い

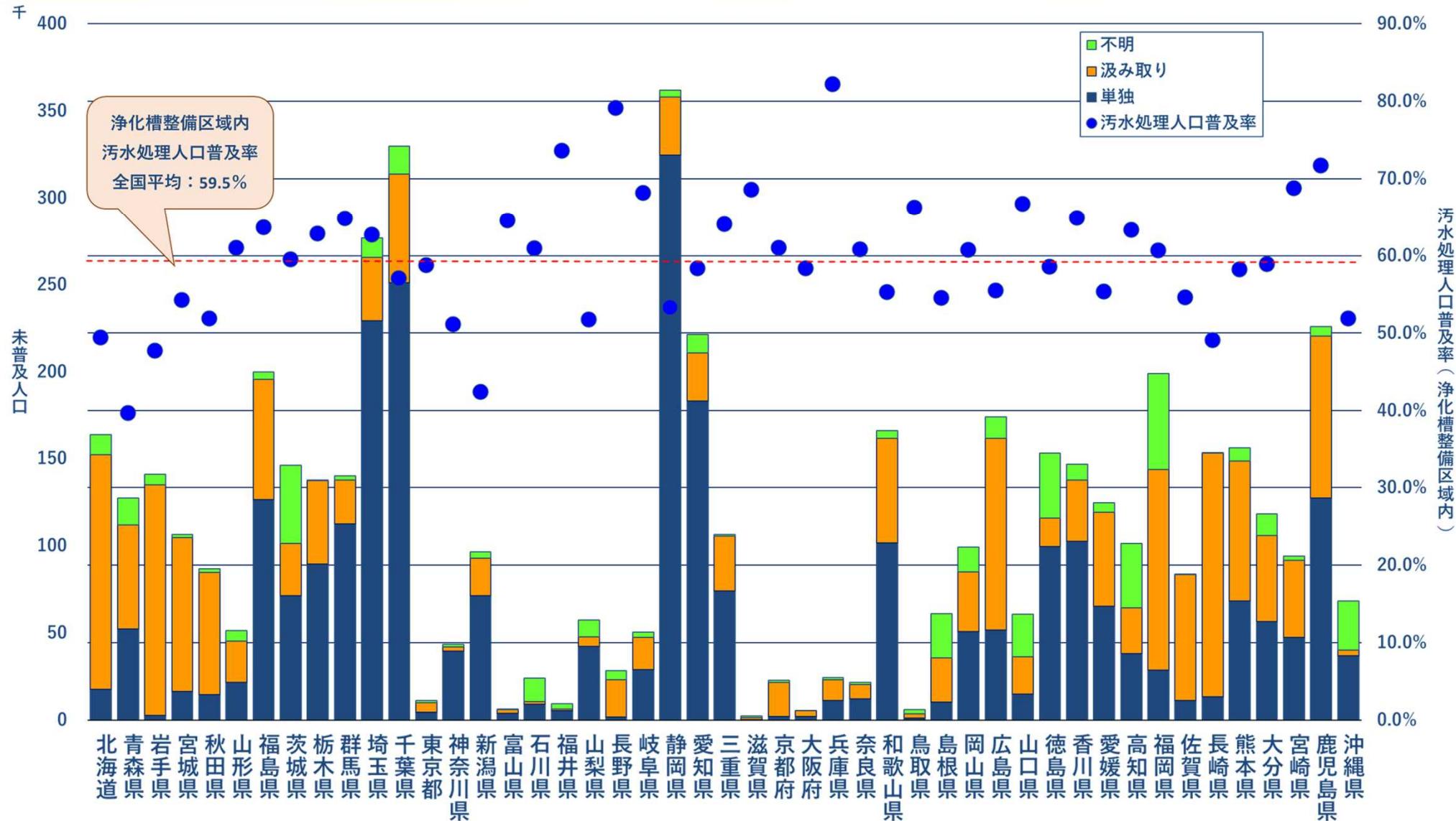
1. 淨化槽の現状

(3)汚水処理未普及人口の内訳(令和3年度末)



1. 浄化槽の現状

(4) 浄化槽整備区域内の未普及人口内訳(令和3年度末)

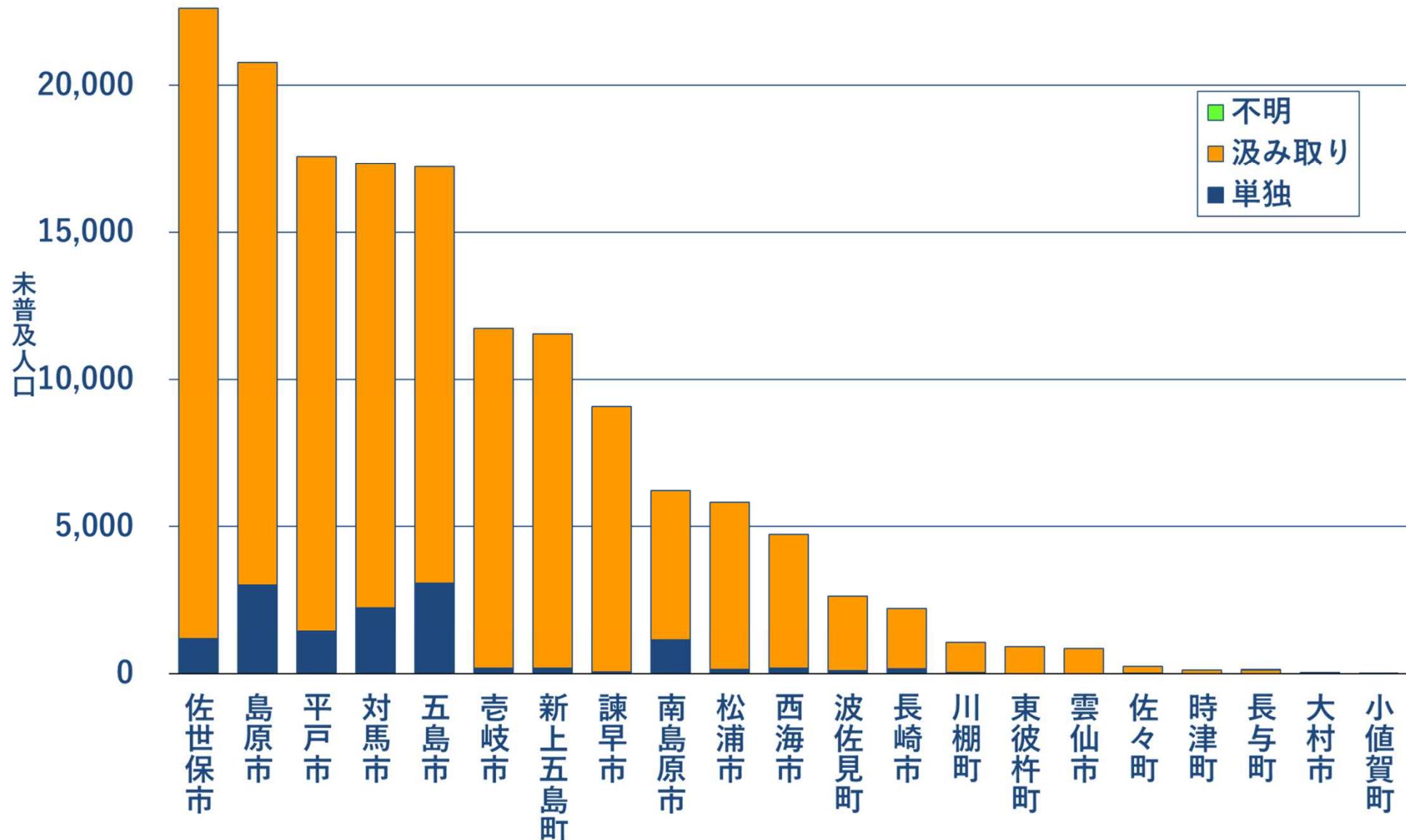


長崎県：浄化槽整備区域内の汚水処理人口普及率：49.1%

同区域内の未普及人口：152,939人

1. 浄化槽の現状

(5)長崎県内の浄化槽整備区域内未普及人口の内訳(令和3年度末)

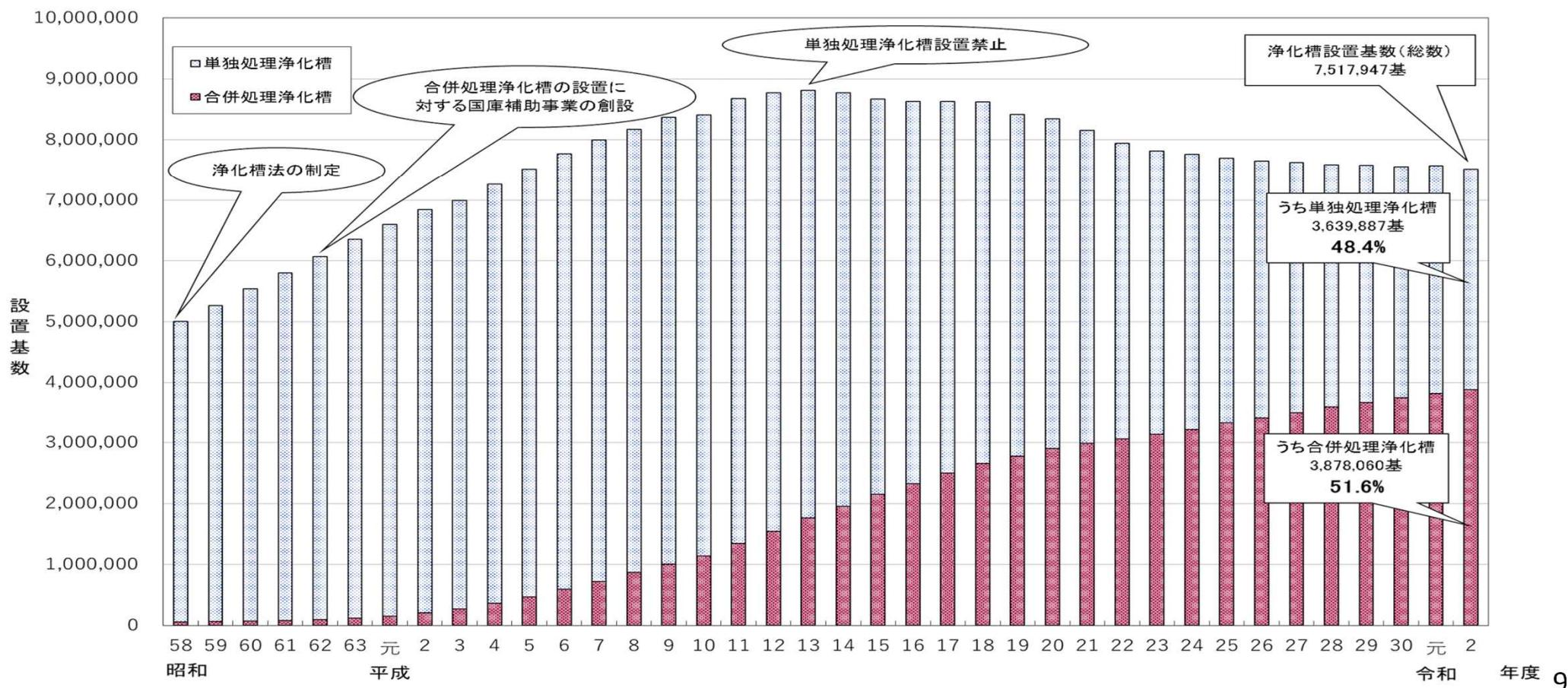


1. 淨化槽の現状

(6) 淨化槽設置基数の推移(～令和2年度末)

- 令和元年度調査で初めて合併処理浄化槽の基数が単独処理浄化槽の基数を上回り、令和2年度調査においても、引き続き、単独処理浄化槽の基数は大きく減少。
- 未だに残存する約364万基の単独処理浄化槽は老朽化も懸念され、災害にも強い合併処理浄化槽への転換促進が水質改善及び防災対策のために重要。

浄化槽の設置基数の推移



1. 浄化槽の現状

(7)多くの関係者によって支えられる浄化槽

浄化槽は多くの関係者によって支えられており、その役割は浄化槽法に規定されている。

浄化槽法の概要（昭和58年制定）※議員立法により成立

法律の目的

公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与

浄化槽の製造

浄化槽からの放流水に係る水質基準が確保される構造基準を建築基準法令にて定め、当該構造基準に適していることを国土交通大臣が認定

浄化槽の設置

- 工事の技術上の基準
- 浄化槽工事業に係る登録(都道府県知事)
- 浄化槽設備士の設置

浄化槽の保守点検

- 保守点検の技術上の基準(年3回以上の実施)
- 浄化槽保守点検業に係る登録(都道府県知事)
- 浄化槽管理士の設置

浄化槽の清掃

- 清掃の技術上の基準(年1回の実施)
- 浄化槽清掃業の許可(市町村長)

浄化槽の検査

- 設置後の水質検査(使用開始後3月から5月間)
- 定期検査(毎年1回)

浄化槽は個人主体の「浄化槽管理者」が設置・管理する仕組み

これを、多くの民間の事業者や機関、行政が支える仕組み

浄化槽工事業者
26,713社

保守点検業者
12,535社

浄化槽管理士
42,818人

浄化槽清掃業者
5,494社

指定検査機関
66機関

令和3年度浄化槽の指導普及に関する
調査結果より

1. 浄化槽の現状

(8)法定検査受検率の推移

- ▶ 11条検査（毎年1回行う定期検査）の受検率向上が課題。
- ▶ 受検率は都道府県毎のばらつきが大きい（令和2年度の合併処理浄化槽受検率は80%以上が15道県ある一方で、30%未満が4府県）

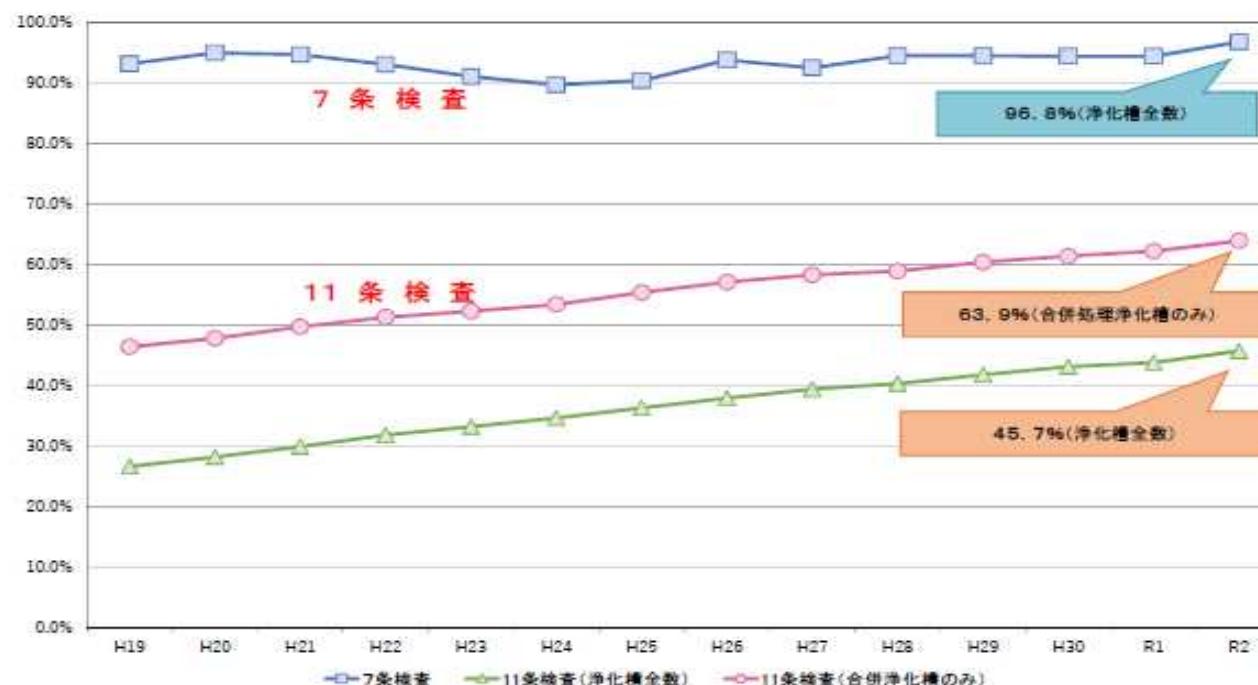
長崎県

(96.7%)

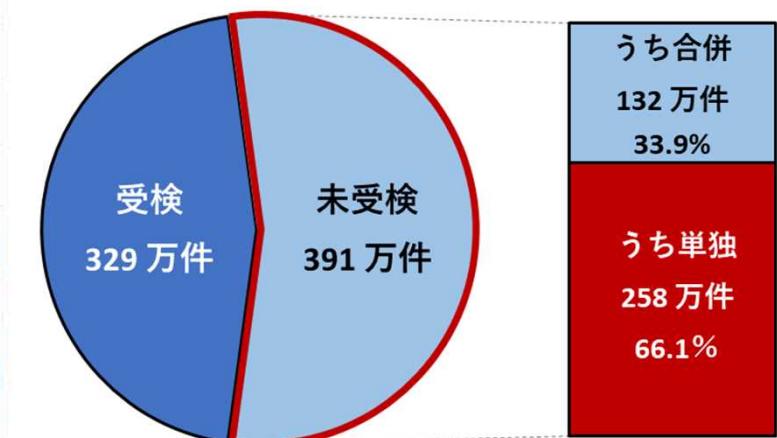
(88.1%)

(うち合併処理浄化槽 63.9%) (90.6%)

法定検査の受検率の推移



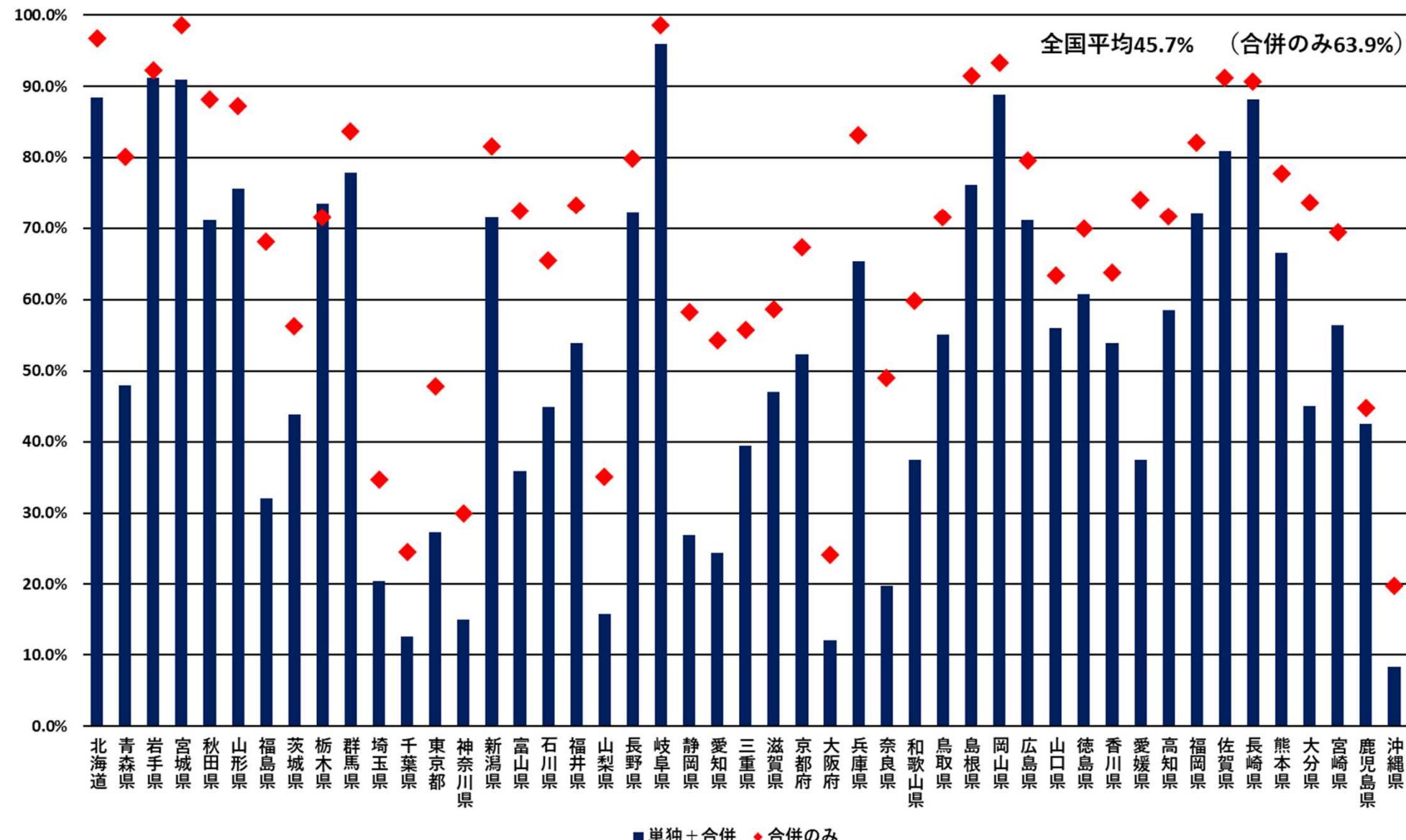
11条検査実施状況



出典) 環境省, 令和3年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

1. 淨化槽の現状

(9)都道府県毎の11条検査受検率の状況(令和2年度末)



1. 浄化槽の現状

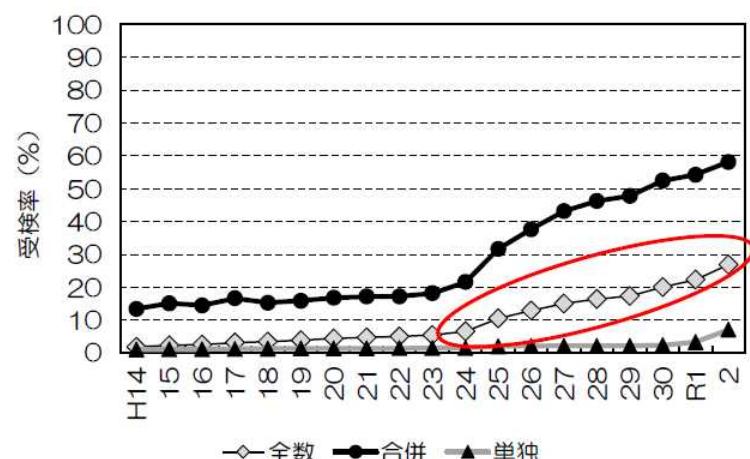
(10)法定検査

- ◆ 浄化槽は技術上の基準を満たした設置工事や適切な構造をもち、技術上の基準に従って保守点検・清掃を実施し、汚水処理を行う、といった一連の流れが整うことで初めて適切な処理が行われる。適切な設置・維持管理等が行われていない場合、放流水の水質悪化や汚泥の流出等、公衆衛生上生活環境保全上に悪影響を及ぼす恐れがある。
- ◆ 法定検査にて浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、所期の性能が確保されているかを確認する必要があり、また浄化槽の長寿命化や特定既存単独処理浄化槽に対する措置を検討する上でも、法定検査の結果が重要となる。
- ◆ 法定検査の実施に関して、都道府県知事は管理者に対して必要な指導及び助言（必要に応じて勧告又は命令）の措置を行う。
- ◆ 環境省では、法定検査受検率向上に係る取組の参考となるよう、「法定検査受検率向上の取り組み事例集」（今年度改定予定）を公表しており、浄化槽台帳の整備・活用と合わせ、積極的な取組をお願いしたい。

受検率向上の取組事例

（静岡県）

- ◆ 県の台帳データを活用した浄化槽設置情報の収集とDM発送、法定検査の周知強化事業等を実施
- ◆ 7条検査申込時に11条検査の契約を交わす継続受検の取組を実施
- ◆ H24→R2 で年平均2.5ポイントずつ上昇
(合併処理浄化槽の受検率は年平均4.6ポイントずつ上昇)



1. 浄化槽の現状

(11)法定検査受検率の高い県の取組事例

県名	11条検査 受検率(%)	うち合併浄化槽 受検率(%)	台帳整備	一括契約
岐阜県	95.9%	98.6%	有	11市町村
岩手県	91.2%	92.3%	有	なし
宮城県	90.9%	98.6%	有	3市町村
岡山県	88.8%	93.3%	有	岡山県及び県内市町村
北海道	88.4%	96.7%	無	10市町村

出典)環境省、令和2および3年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

共通していることは、県、市町村、指定検査機関、保守点検、清掃業者の連携

◎台帳整備の推進

◎一括契約の推進

◎未受検者に対する受検勧奨

- ・行政と指定検査機関の連名による受検案内

- ・未受検者への受検勧奨にテレビ等の媒体を活用

- ・未受検者の勧誘を業者に依頼（申込代行）など

『法定検査受検率向上の取り組み事例集』

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/houteikensa-jirei201003.pdf>

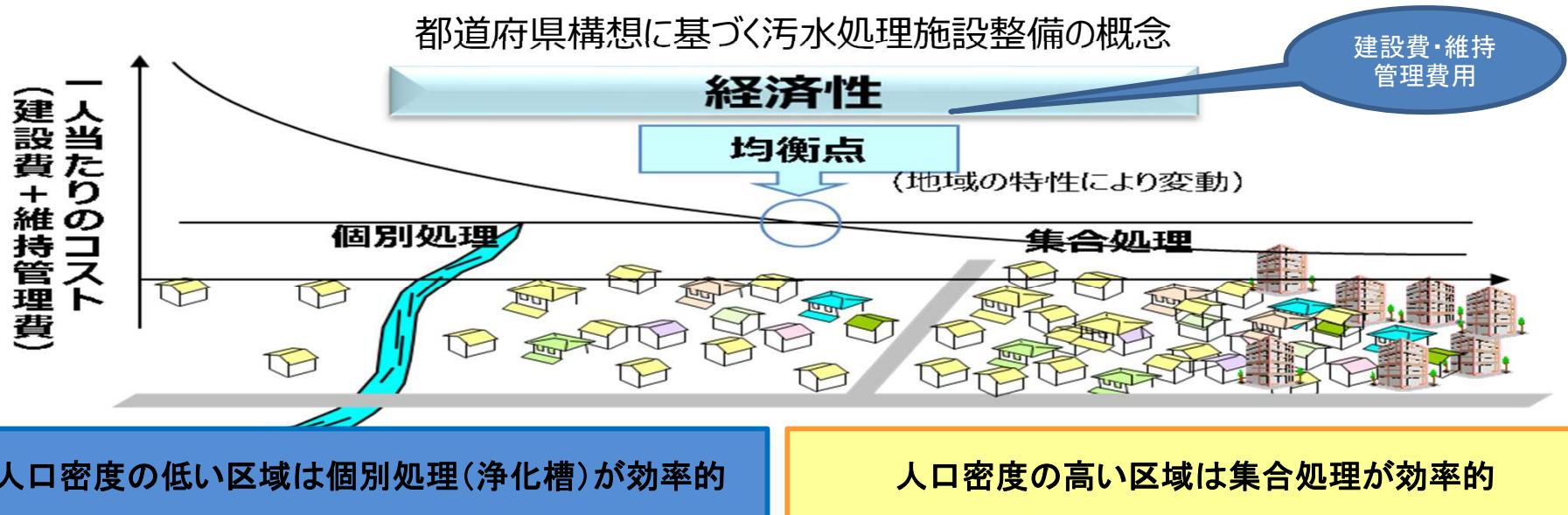
2. 最近の浄化槽行政の方向性

(1) 污水処理施設の最適化及び10年概成に向けて

- わが国の汚水処理施設（下水道、集落排水、浄化槽等）は都道府県構想※に基づき、R8年度を目標に「各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」（＝概成）を目指している。

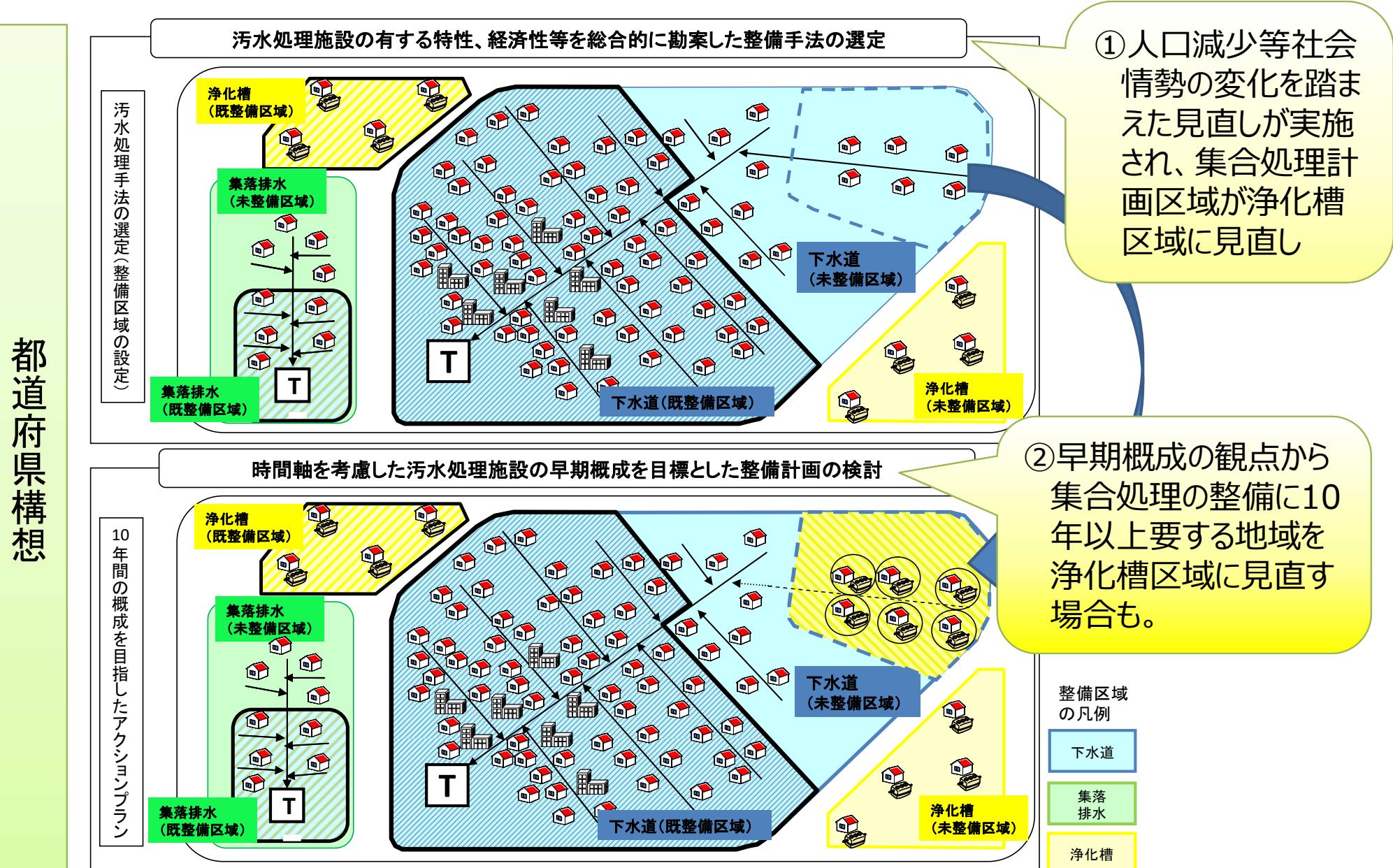
※各都道府県が策定する汚水処理の総合計画。当該構想を踏まえ市町村が具体的な汚水処理施設整備のための計画（＝アクションプラン）を策定。

- 概成目標の達成のためには、都道府県構想策定マニュアル（H26年 国交省・農水省・環境省策定）に基づき、人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ適正な処理区域の設定及び整備の促進が求められる。
- 昨年度に3省で実施した進捗状況点検の結果、多くの市町村が現在の進捗では概成目標の達成に不十分。市町村においてアクションプランを見直して、更なる整備の進捗を図る必要。



2. 最近の浄化槽行政の方向性

(2)都道府県構想の見直しによる整備区域の見直しの一例



2. 最近の浄化槽行政の方向性

(3)アクションプラン見直しのポイント

1. 汚水処理施設の整備区域の設定・見直し

最新の人口動向やまちづくりの状況、各種汚水処理施設の特性等を踏まえ、経済比較を基本としつつ、整備や運営を含め、時間軸等の観点を勘案。

2. 事業量

汚水処理の早期概成を目指し、これまでの5年間の汚水処理施設の整備状況(予算・普及率等)を踏まえた上で、適切に設定。

3. 整備に必要な期間

整備に長時間を要する地域については、既存の汚水処理施設の設置状況を勘案しつつ、早期に汚水処理が概成可能な手法を導入するなどの弾力的な対応を検討。

4. 補助制度の活用

- ・国土交通省の国庫補助制度「下水道整備推進重点化事業(社会资本整備総合交付金)」等を活用。
- ・環境省の国庫助成(循環型社会形成推進交付金)を活用。

5. 浄化槽の活用

浄化槽法改正(R2.4施行)により、浄化槽処理促進区域の指定制度や公共浄化槽制度等が創設→浄化槽整備の着実な実施について検討。

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(4) 単独処理浄化槽の転換の推進

- 単独処理浄化槽は公共用水域の汚濁の主要な要因になるとともに、水路の悪臭等で周辺の生活環境にも影響を与える。既存の単独処理浄化槽は約364万基存在（40年以上経過したものは推計で約100万基）
- 老朽化等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への転換が必要。

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の汚濁負荷



未処理生活排水が水路に流入



単独転換が進みにくい要因

- 水洗化は実現しており転換インセンティブが働かない
- 転換時の設置費用の個人負担が大きい

単独浄化槽から合併浄化槽への転換

上部破損



老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。
(2021年度で約7,000件)
生活排水の垂れ流しのみならず、
公衆衛生に支障を生じる可能性。

単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去



合併浄化槽設置



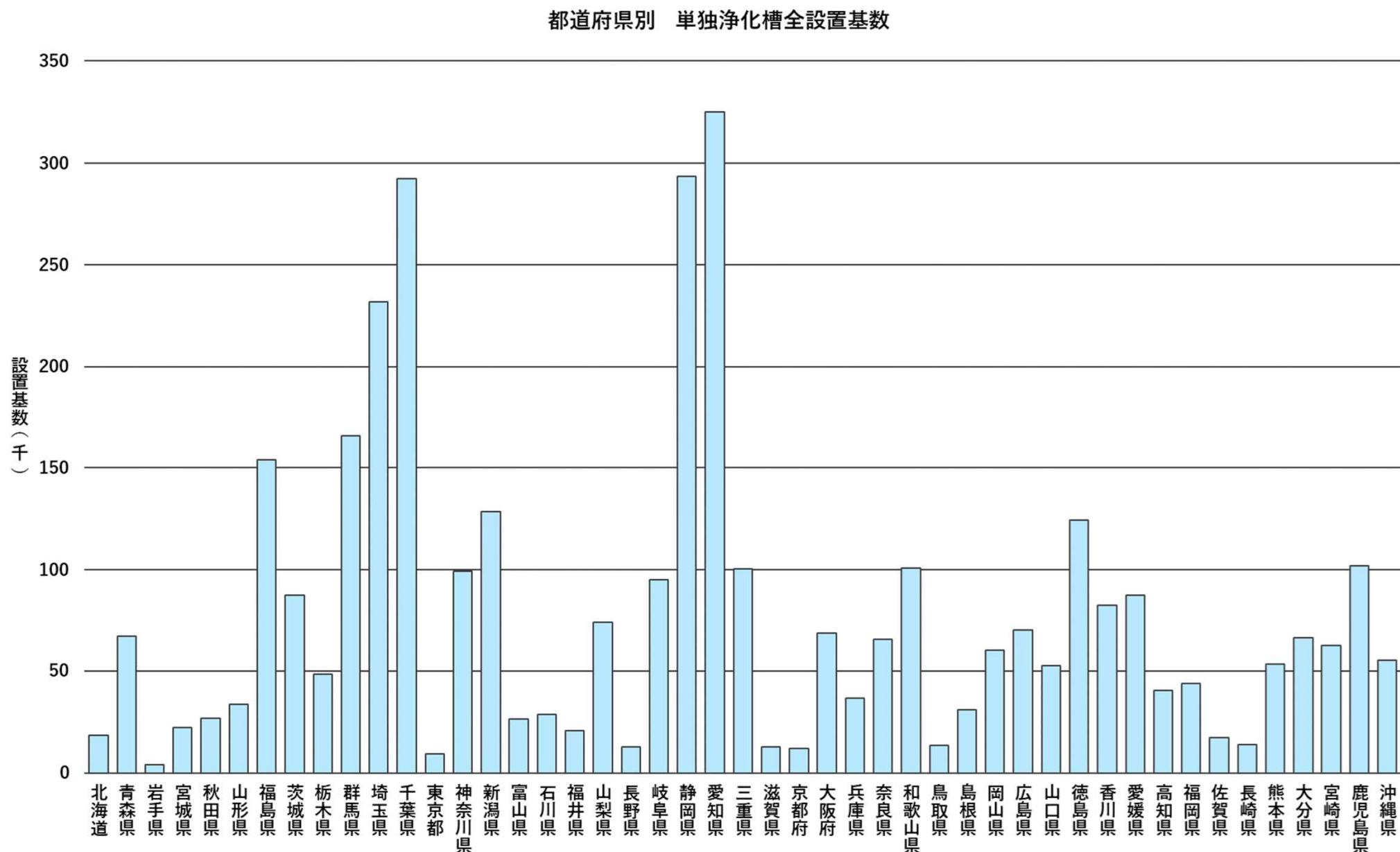
配管工事

◆ 宅内配管工事への助成（令和元年～）

◆ 浄化槽法改正で設けられた「特定既存単独処理浄化槽」、「公共浄化槽」等の活用

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(4)単独処理浄化槽の転換の推進



出典) 環境省、令和3年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(5) 特定既存単独処理浄化槽への対応

- ◆ 特定既存単独処理浄化槽（以下、特定既存）とは、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽。都道府県知事は管理者に対して、必要な措置をとるよう助言又は指導（必要に応じて勧告又は命令）の措置を行う。
- ◆ R2年度の法施行状況調査では、特定既存の適用事例は1県（鹿児島県）にとどまる。鹿児島県では助言・指導を行った特定既存の約50%が転換・修繕するなど一定の効果。
- ◆ 環境省では、特定既存に対する措置の判断の参考とするため、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」を示しており、この指針も活用しながら、法定検査の奨励と合わせ、積極的な取組をお願いしたい。

取組事例（鹿児島県の取り組み）

- ◆ R2年度からの効率化検査導入及び浄化槽法改正に合わせ、県浄化槽指導監督要領を改正し、行政指導をより強化。
- ◆ 要領改正において特定既存の項目を追加し、指導に併せて合併転換の必要性の周知・啓発により自主的な転換を促す。
- ◆ 令和2年度において、211基を特定既存として指導し、約50%が除却・修繕等により改善。

（特定既存単独処理浄化槽への対応）

特定既存単独処理浄化槽と判定される浄化槽

・本体が漏水しているもの

・構造上、設置上の不具合があり、放流BODが120mg/lを超過しているもの

・全ばっ気方式で著しく汚泥が流出しているもの

・消毒装置の破損・欠落等により、処理水が未消毒のまま定期的に放流されているもの



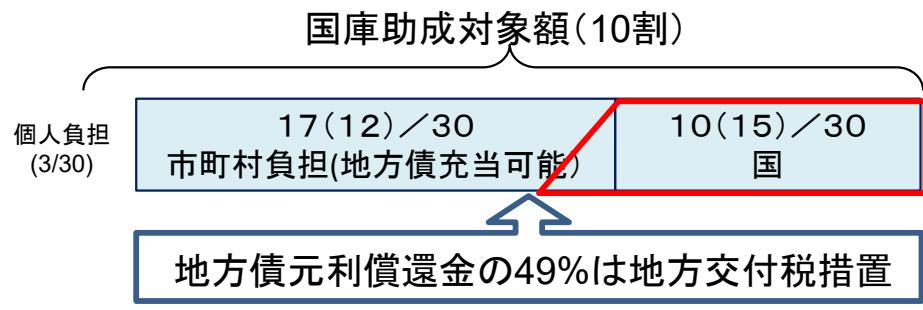
合併処理浄化槽への転換や下水道等への接続を促進

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(6) 公共浄化槽及び民間活用の普及促進

公共浄化槽事業の概要

- 市町村が、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要がある区域を浄化槽処理促進区域として指定し、当該区域において市町村が主体となって面的な浄化槽の整備を実施。
- 市町村が自ら浄化槽の維持管理を実施。



長崎県: 1市町(時津町)

公共浄化槽の特徴

特徴

- ① 市町村が主体となることで計画的な浄化槽整備(単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換)を促進
- ② 確実な維持管理の実施による放流水質の向上
- ③ 設置や維持管理に関する住民負担(金銭・手間)の軽減
- ④ PFI等の民間活用が有効

民間活用によるメリット

- ・ 市町村における事務負担の軽減
- ・ 事業に要するコスト縮減
- ・ 地元業者を中心とした地域経済への波及効果 等

PFIによる整備事業の実績

- 現在実施されているPFIによる事業 : 12市町
- これまでに実施されたPFIによる事業 : 19市町 (実施中含む)
(令和2年12月末現在)

民間活用制度

- ・ PFI制度
- ・ 指定工事店制度
- ・ 指定管理者制度

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(7)市町村浄化槽整備計画策定マニュアルの改訂について

- 市町村における積極的かつ計画的な浄化槽整備の推進や、そのための官民連携による整備手法等を、H26に「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」を作成。
(https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/preparation_plan_manual.pdf)
- 現在、マニュアルの改訂を検討中であり、令和4年度中に改訂予定。

市町村浄化槽整備計画策定マニュアル(現行)

- 第1編 はじめに
- 第2編 生活排水処理基本計画と浄化槽整備計画
- 第3編 浄化槽の整備手法
- 第4編 市町村設置型による事業計画の策定
- 第5編 浄化槽PFI事業の導入
- 第6編 PFI手法以外の民間活用手法

想定される改訂・追記事項の例

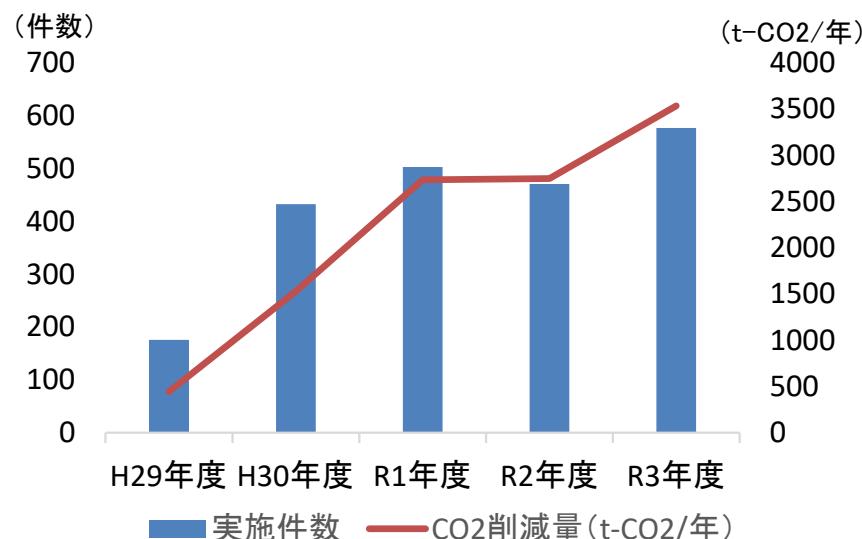
- 改正浄化槽法に基づく制度(浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽制度、その他)
- PFI手法の導入フローや先行事例等
- PFI手法以外の民間活用手法(指定工事店・包括民間委託方式)
- 公共浄化槽の運営(使用料設定、企業会計導入、持続的運営等)
- 個人設置型への公共関与(具体的な取組手法や事例等)

2. 最近の浄化槽行政の方向性

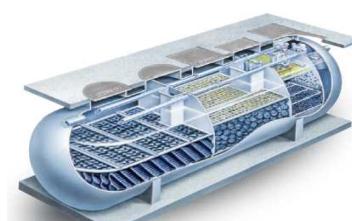
(8) 浄化槽システムの脱炭素化

- 家庭用の小型浄化槽については、全出荷基数中の約9割が先進的省エネ型浄化槽。一方で、集合住宅、店舗、医療施設等に設置されている中大型浄化槽（51人槽以上）については、全出荷基数中の先進的省エネ型浄化槽が占める割合は約2割にとどまっている（令和元年度実績）。
- 環境省では、平成29年度より省エネ型浄化槽の導入に対する支援を行い、省CO₂型の高効率プロワ等への改修や先進的省エネ型浄化槽への交換を推進。支援実績・CO₂削減効果は年々着実に増加。
- 地球温暖化対策計画（R3閣議決定）においても、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進により、2030年度までの削減目標として12.3万t-CO₂を見込む。
- R4年度予算では、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入に向けた新規予算（エネルギー対策特別会計）を計上し、脱炭素化対策を推進。

省エネ型浄化槽導入支援事業の実績



浄化槽における一層の省エネ対策、再エネ導入



先進的省エネ型浄化槽



高効率プロワ



インバータ制御



再生可能エネルギー設備

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(9) 浄化槽における強靭化対策の推進

災害時の浄化槽被害等対策マニュアル

- 平成30年7月豪雨等、水害による被害が甚大化していることを踏まえ、地震だけでなく風水害発災時にも対応できるよう、水害対策などを新たに盛り込んだ「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第3版」を令和3年4月に作成。
- 第3版では、浄化槽ユーザー、浄化槽関係業者、行政等の主体ごとに災害予防、応急対策、復旧・復興等について整理し、主体ごとの対策を明確化。
- 本マニュアルにより、平時における災害予防の検討・実施項目や、災害時の浄化槽の緊急対応を明確にし、被害地域の汚水処理システムの迅速な復旧等の実現を図る。



洪水により浄化槽が露出した例



浄化槽内に土砂が流入した例



浄化槽の劣化(钢管製バルブの腐食)

浄化槽の災害対策・長寿命化対策への支援

- 災害により被災した浄化槽の更新又は改築事業に対する助成を実施しており、引き続き必要な予算を計上。
- また、全国で供用年数が長期化した浄化槽が増加している状況を踏まえ、「浄化槽長寿命化計画策定ガイドライン（第2版）」を令和4年4月に作成。
- 令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算より助成メニューを拡充し、個人設置の浄化槽を含め、浄化槽の改築・修繕に対して助成を実施。

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(10)大規模災害時の浄化槽の被害状況と復旧

- 浄化槽は分散処理のため長い管きよは不要であり地震等の災害への対応力が高い。
- 過去の震災においても、小型合併処理浄化槽の破損率は低かった。
- 全損率が低いため、応急措置により個別に復旧しやすい。
- 1ヶ月以内の工期で設置可能であり、応急仮設住宅の約半数で浄化槽が活用。(早期活用可能)

震災による小型合併処理浄化槽の被害状況

	調査基数	破損基数	破損率	調査実施者
平成7年1月 阪神淡路大震災	2,555	7	0.3%	(社) 兵庫県水質保全センター ※1
平成15年5月 宮城県沖地震	780	2	0.3%	(社) 宮城県生活環境事業協会 ※2
平成15年9月 十勝沖地震	549	62	11.3%	(社) 北海道浄化槽協会 ※2
平成16年10月 新潟中越沖地震	1,428	96	6.7%	(社) 新潟県浄化槽整備協会 ※2
平成23年3月 東日本大震災	1,099	42	3.8%	(社) 岩手県浄化槽協会、(公社) 宮城県生活環境事業協会、(社) 福島県浄化槽協会 ※3
平成28年4月 熊本地震	788	51	6.5%	(公財) 熊本県浄化槽協会 ※3

※1 浄化槽本体の破損のみ ※2 浄化槽本体、流入管、升、付属機器等の破損を含む

※3 浄化槽本体、流入管、升、付属機器等の破損により使用できないもの

震災における浄化槽の応急処置



放流管の破損を配管により
応急対応



マンホール蓋の欠損を
仮蓋で応急対応

被災浄化槽に対する助成制度

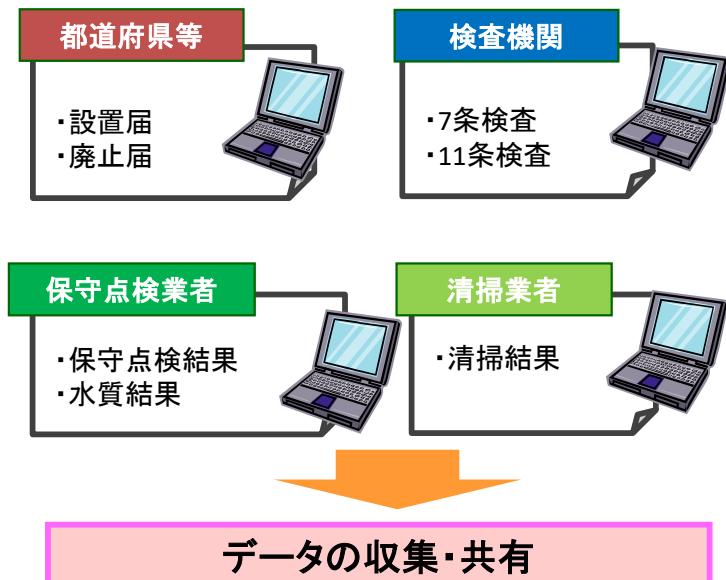
- 災害に伴い必要となった、①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新、②既設の浄化槽の改築事業に対して、循環型社会形成推進交付金により助成
- この他、災害に伴う汚水（汚泥）の抜き取りについては廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金により補助が可能。また、土砂の抜き取りについて、堆積土砂排除事業（国土交通省）の対象とすることが可能。

2. 最近の浄化槽行政の方向性

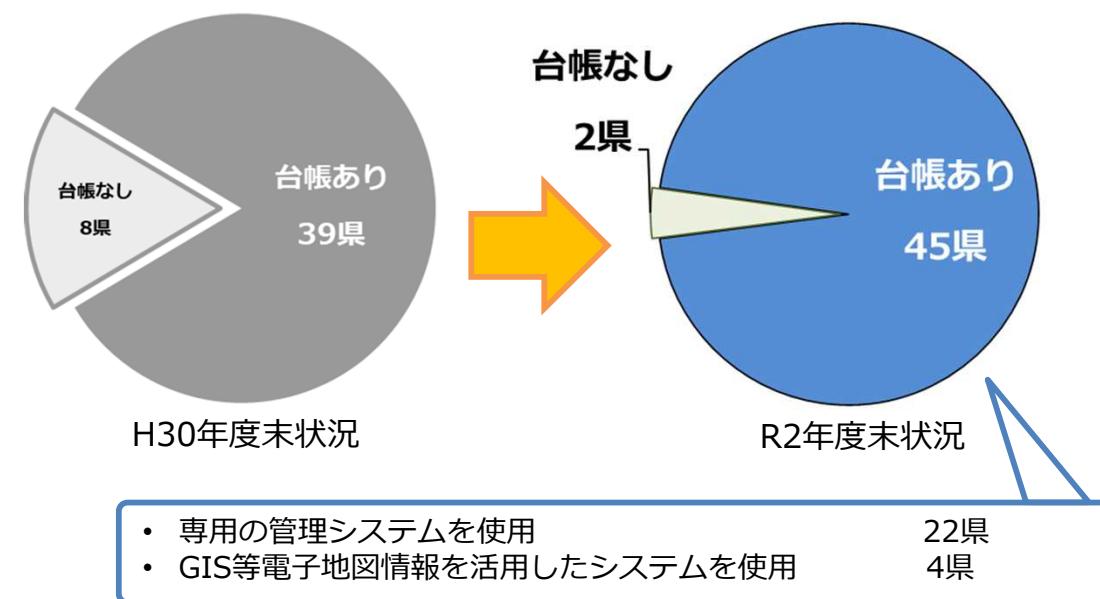
(11) 浄化槽台帳システムの整備・活用の促進①

- 改正浄化槽法（令和2年4月施行）により、都道府県等に浄化槽台帳の整備が義務付け。令和3年4月より環境省版浄化槽台帳システムを自治体に配布開始。
- 浄化槽台帳システムの整備・活用を促進し、維持管理の向上及び災害対策への活用等を図るため、自治体が行う台帳システムの改修や維持管理情報の電子化等の費用に対する助成を引き続き予算計上。

浄化槽台帳システムのイメージ



全国の浄化槽台帳整備状況



- 維持管理状況等の的確な把握により、きめ細かな管理や指導が可能
- 浄化槽管理の更なる適正化を推進
- 関係者の連携による精度の向上
- GISデータ等を災害対策に活用

- 改正浄化槽法施行以降、浄化槽台帳整備が進展。
- 多くの自治体で浄化槽台帳の管理媒体変更や法改正に基づく浄化槽台帳の項目更新について、引き続き検討が行われている。

出典) 環境省、令和3年度浄化槽の指導普及に関する調査結果、平成31年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

2. 最近の浄化槽行政の方向性

(12) 浄化槽台帳システムの整備・活用の促進②

環境省版浄化槽台帳システムのイメージ

「検索」機能を選択した場合

地図上に浄化槽を表示。選択すると浄化槽の情報の閲覧ができる。

浄化槽の検索や、情報の登録、集計、データの入出力等が可能

検索結果一覧表示

「条件」を絞って検索することが可能
⇒法定検査未受検の浄化槽、無届浄化槽等の抽出

検索結果表示項目

検索条件の設定

集計帳票画面へ移動

出力選択画面へ移動

浄化槽参照画面へ移動

登録画面へ移動

対象台帳[チェック] 対象台帳[選択]※チェックは関係ありません

対象台帳[チェック] 対象台帳[選択]※CSV出力

データ出力 指導普及調査 検索結果をクリア 検索

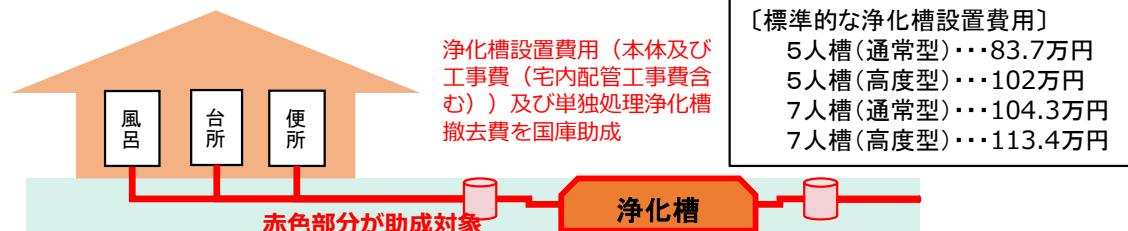
処理水BOD 設置者氏名 設置者電話番号 設置者住所

・浄化槽ID（浄化槽番号）
・自治体独自の浄化槽番号（管理番号）
・指定検査機関独自の浄化槽番号
・浄化槽製造番号

・設置場所の地名地番
・使用者氏名
・使用者電話番号
・使用者住所

3. 濾化槽整備に係る予算制度

循環型社会形成推進交付金



- ・ 濾化槽の設置費用に加え、単独処理濾化槽から合併処理濾化槽への転換(単独転換)を推進するため、単独転換に伴う宅内配管工事費用を上限30万円として助成
- ・ 国庫助成率は1/3(ただし、環境配慮・防災まちづくりに資する濾化槽整備及び沖縄・離島地域は助成率1/2)

濾化槽設置整備事業 (S62～)

- ・ 個人が濾化槽を設置し、市町村が設置費用を助成する事業に対して、国庫助成(助成率1/3又は1/2)を行う。
- ・ 個人が維持管理を行う。

〈助成率〉

個人負担(6割)

2/3又は1/2
市町村

1/3又は1/2
国

※市町村負担の最大80%まで地方交付税措置

公共濾化槽等整備推進事業 (H6～)

- ・ 市町村が公共濾化槽を設置する事業に対して、国庫助成(助成率1/3又は1/2)を行う。
- ・ 市町村において、濾化槽の使用料を徴収し、維持管理を行う。
- ・ PFI手法の導入により事業費削減、住民サービス向上、市町村職員負担の抑制等が可能(これまで19自治体で実績)。PFI手法の導入調査等の費用に対しても助成を実施。

〈助成率〉

3/30
個人負担

17/30又は12/30
市町村

国庫助成対象額(10割)

10/30又は15/30
国

※市町村負担分に対し地方債の起債が可能であり、地方債の元利償還金の49%を地方交付税措置

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

濾化槽システムの脱炭素化推進事業 (R4新規)

濾化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型濾化槽について、最新型の高効率機器(高効率ブロワ等)への改修、先進的省エネ型濾化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した濾化槽システムの導入を推進。

【補助対象】

- ①既設の中大型合併処理濾化槽に係る高効率機器への改修
- ②既設の中大型合併処理濾化槽から先進的省エネ型濾化槽への交換
- ③中大型合併処理濾化槽への再エネ設備(太陽光発電設備、蓄電池等)の導入

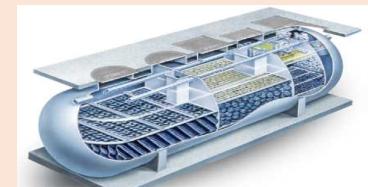
【補助率】

1/2

1/2 事業者	1/2 国
------------	----------

〈事業イメージ〉

先進的省エネ型濾化槽



高効率ブロワ



インバータ制御



再生可能エネルギー設備



3. 淨化槽整備に係る予算制度

(1)循環型社会形成推進交付金の積極的な活用について

1. 宅内配管工事への助成制度の積極的な活用について

現状、浄化槽整備実績のうち単独転換は約2割にとどまっており（令和元年度末）、更なる単独転換促進のため、各市町村において宅内配管工事への助成制度を積極的にご活用いただきたい。また、令和3年度補正予算より、くみ取り槽からの転換についても新たに宅内配管工事の助成対象に追加。あわせて積極的にご活用いただきたい。

2. 浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築について

令和3年度より、市町村が策定する浄化槽長寿命化計画に基づき、公共浄化槽の長寿命化を図る事業について改築費用を助成。各市町村において積極的にご活用いただきたい。また、令和3年度補正予算より、法定協議会等の関与により管理の適正化・効率化が図られる個人設置型浄化槽についても、浄化槽長寿命化計画に基づき計画的な改築を行う場合に改築費用を助成対象とした。こちらも積極的にご活用いただきたい。

3. 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽の集中転換について

国土強靭化の観点から、市町村の防災拠点施設（学校、集会場、庁舎等）の単独転換は引き続き重要。市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独転換を集中的に行う事業について、交付金の支援対象としており、積極的にご活用いただきたい。

4. 浄化槽台帳情報の電子化、台帳システムの改修等について

都道府県・市町村が行う浄化槽整備効率化に資する既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等の電子化又は既存の台帳システムの改修等を行う事業について交付金の対象としている。改正法で義務付けられた浄化槽台帳の整備推進のため、積極的にご活用いただきたい。

3. 浄化槽整備に係る予算制度

(2) 浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業

■ 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業

市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築（下記①、②を満たすもの）に要する費用に対し、下記の表に定める基準額により助成。

- ① 市町村が定める浄化槽長寿命化計画においてライフサイクルコスト分析がなされ、浄化槽の更新に比して当該改築事業によることが優位と判断されるものであること。
- ② 供用開始から7年以上が経過している浄化槽の改築であること。

【浄化槽設置整備事業】

項目	基準額(×基数)
プロワの交換	21千円
水中ポンプの交換	54千円
マンホールの交換(樹脂製)	14千円
マンホールの交換(鉄製)	60千円
躯体・仕切版の補修	61千円
担体(ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)の補充補修	34千円

【公共浄化槽等整備推進事業】

項目	基準額(×基数)
プロワの交換	52千円
水中ポンプの交換	135千円
マンホールの交換(樹脂製)	35千円
マンホールの交換(鉄製)	150千円
躯体・仕切版の補修	153千円
担体(ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)の補充補修	84千円

■ 事業の要件

- 改築事業の対象となる浄化槽について、市町村や法定協議会等の適切な関与により、浄化槽台帳システム等の整備を通じた設置・維持管理情報の把握及び当該情報に基づく指導監督等を通じた適正かつ効率的な管理が図られるものであること。
- 改築事業の対象となる浄化槽において浄化槽法に定める維持管理が適正に行われていることを同法第11条に基づく法定検査の結果等により確認していること。

3. 浄化槽整備に係る予算制度

(3) 浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業のねらい・効果

1. 公共インフラである浄化槽の強靭化対策・適正なストックマネジメントによるトータルコスト低減

浄化槽は、汚水処理のための公共インフラであるため、市町村や法定協議会等の公共が適切に関与し、浄化槽台帳システム等による設置・維持管理情報の登録や当該情報に基づく指導監督等を通じて、浄化槽の改築・修繕等を適時適切に行い、老朽化した浄化槽に対する強靭化対策及び適正なストックマネジメントによるトータルコスト低減を推進。

2. 浄化槽の維持管理面の負担軽減・単独転換の促進

浄化槽の経年使用に伴って一定年数毎に必要となるブロワを始めとした各機器の交換・補修に対して助成することにより、今後、老朽化により増加が見込まれる維持管理面の負担軽減が可能。加えて、本事業は、単独処理浄化槽には適用されないため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進にも資する。

3. 地域における関係者の連携による協調的な取組を通じた浄化槽の維持管理の向上

浄化槽台帳システム等による設置・維持管理情報に基づく指導監督等を通じて浄化槽の適正なストックマネジメントを行うためには、地域における関係者（行政、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者、設置者、及び法定協議会等）が連携して、個人設置型を含む浄化槽の維持管理の向上に向けて協調して取り組む必要があり、本事業により、こうした地域における協調的な取組の活性化が期待される。

4. 法定検査受検率の向上

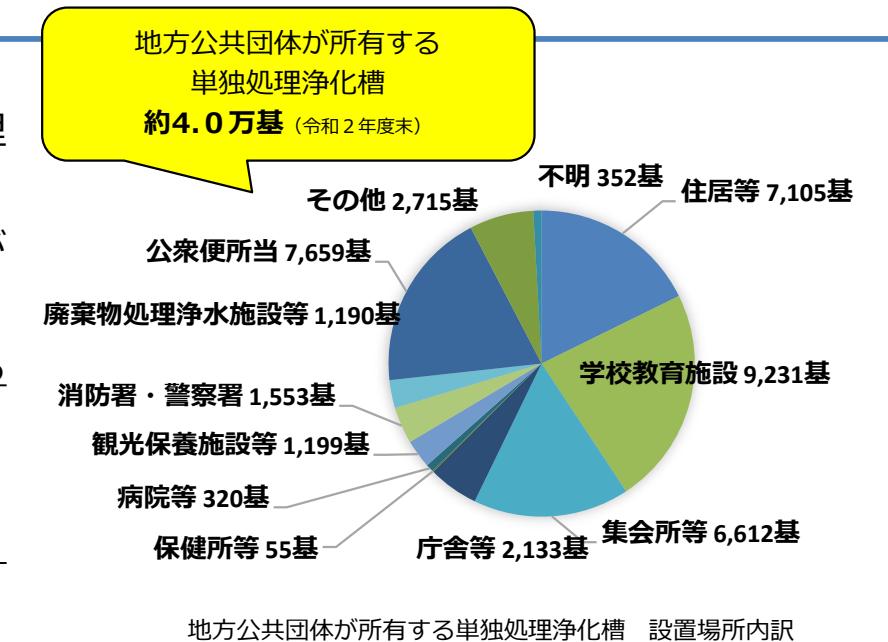
本事業の対象となる浄化槽については浄化槽法に定める維持管理が適正に行われていることを法定検査等により確認する必要があり、本事業を通じて、行政と指定検査機関がより一層連携して法定検査の受検率向上に取り組むことが期待される。

3. 淨化槽整備に係る予算制度

(4) 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

背景・目的

- 改正浄化槽法の成立を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進施策を講じてきたが、依然として360万基もの単独浄化槽が設置されており、より強力な施策が求められている。
- こうした状況の中、単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が全国で約4.0万基近く残存しており、早急な対策が必要である。
- 特に、防災拠点となる公的施設（学校、集会場、庁舎等）の単独転換は、国土強靭化の観点からも必要性が高い。



事業概要

- 地方公共団体等の所有施設または、市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽に転換する費用について、助成率1／3（又は1／2 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業として実施の場合）により助成を行う。
- 事業対象：地方公共団体（市町村設置型）
- ※防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業は、個人設置型についても助成

4. 令和5年度 淨化槽整備関係 概算要求の概要

(1) 淨化槽整備推進のための国庫助成(循環型社会形成推進交付金)

- 污水処理人口普及率は令和3年度末で92.6%となったところであるが、依然として地方を中心に約930万人の国民がくみ取り槽や単独処理浄化槽を利用し、生活排水が未処理となっている状況。人口5万人未満の市町村における汚水処理人口普及率は82.7%にとどまっており、これらの地域は人口密度が比較的低いと考えられることから、合併処理浄化槽の整備を通じて汚水処理未普及の状態を早期に解消し、水環境の保全を推進していくことが重要。
- 令和5年度概算要求においては、政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成を目指し、改正浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに公共浄化槽制度を活用した管理向上のための支援に必要となる予算を新たに要求。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靭化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を引き続き支援。

○ 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靭化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和4年度 予算額	令和5年度 概算要求額	対前年度比
循環型社会形成推進交付金 (浄化槽分)	(90億円) 86億円	(99億円+事項要求) 94億円+事項要求	(110.2%) 109.1%

※上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

※「防災・減災、国土強靭化のための5カ年加速化対策」に係る経費については、予算編成過程において検討（事項要求）

4. 令和5年度 淨化槽整備関係 概算要求の概要

(2) 淨化槽整備推進のための国庫助成(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

- 現状、家庭用の小型浄化槽については、高効率プロワ等の開発が進み省エネ化が推進されており、全出荷基数中の約9割が先進的省エネ型浄化槽となっている。一方で、集合住宅、医療施設等に設置されている中大型浄化槽については省エネ化が遅れており、中大型浄化槽の全出荷基数中のうち先進的省エネ型浄化槽の占める割合は約2割にとどまっている。
- こうした状況を踏まえ、令和3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進について明記するとともに、令和4年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた補助事業を新規計上したところ。
- 令和5年度概算要求においても、引き続き下記の事業を要求し、浄化槽分野の脱炭素化対策を推進。

○ 浄化槽システムの脱炭素化推進事業 R5要求額 18億円 (R4予算額 18億円)

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率プロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援することにより、浄化槽分野における脱炭素化を推進。

○ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

R5要求額 70億円の内数 (R4予算額 20億円の内数)

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援（省CO₂型設備として補助）することにより、平時の脱炭素化や防災対策（災害時のエネルギー供給等の機能発揮）とあわせて浄化槽分野における脱炭素化を推進。

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））



【令和5年度要求額 9,401百万円 + 事項要求 (8,613百万円)】



単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や公共処理浄化槽の整備促進・管理向上等を支援します。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だに約930万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況にある。政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成を目指し、改正浄化槽法（令和2年4月施行）に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに公共処理浄化槽制度を活用した管理向上のための支援を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靭化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を図るための支援を行う。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽整備事業（浄化槽設置整備事業、公共処理浄化槽等整備推進事業）に対して交付金により支援する。令和5年度要求では下線部分の追加・見直しを行う。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に一定割合（浄化槽設置整備事業6割、公共処理浄化槽等整備推進事業5割）以上転換する事業

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）<R8までの時限措置>

汚水処理施設概成目標※達成のために従来の整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速化する事業 ※都道府県構想及び同構想を踏まえ市町村が策定するアクションプランに定める目標

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用

○公共処理槽による整備促進・管理向上に向けた事業

対象のPFI方式の見直し（BOO,BOT方式追加）、少人数高齢世帯等の維持管理負担軽減

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業

○浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳作成、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽の措置に係る調査等含む）

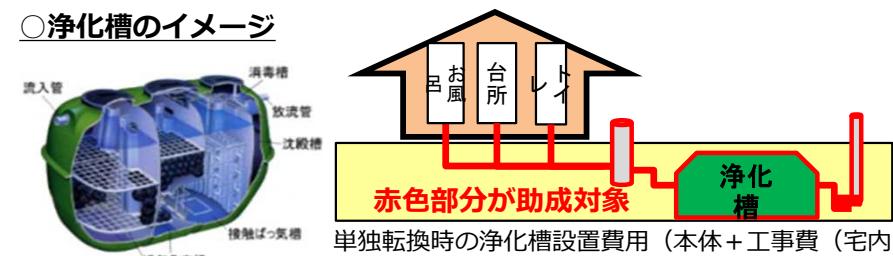
、維持管理向上・費用低減に資する一括契約等に必要な情報集約・システム構築、講習会等

3. 事業スキーム

■事業形態	交付金（交付率1/3又は1/2）
■交付対象	地方公共団体
■実施期間	平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

○浄化槽のイメージ

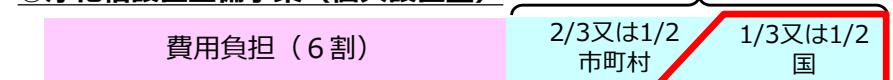


単独転換時の浄化槽設置費用（本体+工事費（宅内配管工事含む））及び単独処理浄化槽撤去費を助成

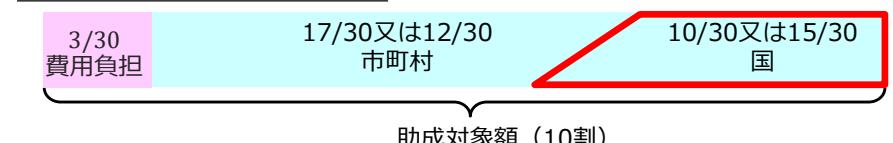
○事業スキーム



○浄化槽設置整備事業（個人設置型）



○公共処理槽等整備推進事業



お問合せ先：環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

浄化槽の整備（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）



【令和5年度要求額 1,800百万円（1,800百万円）】

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率プロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO₂削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO₂削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率プロワ等）への改修とともにプロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- ・改修によって当該機器のCO₂排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO₂排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- ・交換によって既設浄化槽のCO₂排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO₂排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

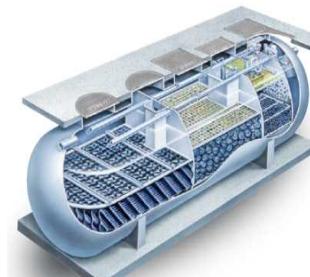
③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1／2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽



高効率プロワ



スクリーン



インバータ制御



再生可能エネルギー設備

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和5年度要求額 7,000百万円（2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回 国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靭性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設^{※1}への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及びそれらの附帯設備（蓄電池^{※2}、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO₂設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。CO₂削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再エネ設備等の費用低減を促進。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

3. 事業スキーム

■事業形態

間接補助

①都道府県・指定都市：1/3
市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2
市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
②1/2（上限：500万円/件）

■補助対象

地方公共団体

〔PPA・リース・エネルギーサービス事業者として、地方公共団体
と共に申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可〕

■実施期間

令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

公共施設への設備導入（例）



災害時に避難施設として機能を発揮する道の駅・温泉施設へ太陽光発電設備や未利用エネルギー活用した温泉熱設備を導入

防災拠点および行政機能の維持として機能を発揮する本庁舎へ地中熱利用設備を導入

地域の医療拠点として機能を発揮する公立病院へコージェネレーションシステムを導入

地域のレジリエンス強化・脱炭素化

再生可能エネルギー設備・蓄電池・未利用エネルギー活用設備・コジェネレーション



省エネルギー設備等

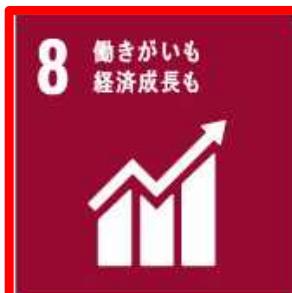


まとめ

- 令和8年度の汚水処理施設未普及解消に向けた取組は急務。
- そのためにも、単独処理浄化槽の転換、くみとり便槽の転換の更なる推進が求められている。
- 公共浄化槽は、計画的な浄化槽の整備や維持管理の適正化に有効なツールであり、積極的に進めていく。
- 同時に、浄化槽システムの脱炭素化、デジタル技術の活用、国土強靭化等にも積極的に取り組む必要あり。
- 予算と改正浄化槽法等の制度(例:特定既存単独処理浄化槽)を組み合わせて対応していく。

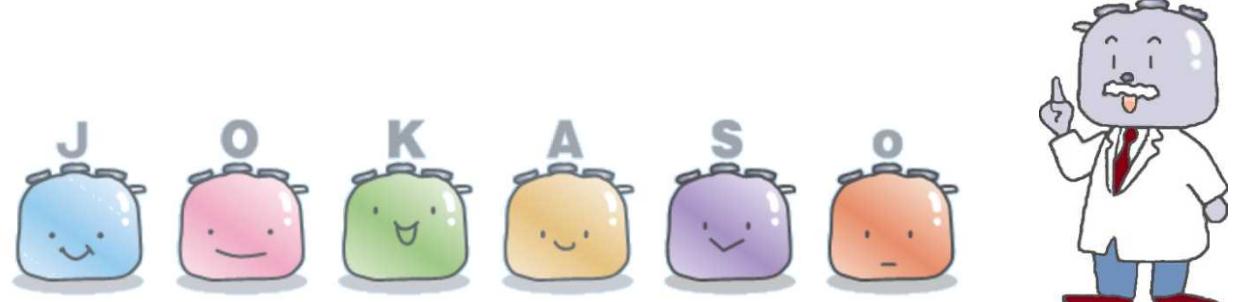
まとめ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





ご静聴ありがとうございました。



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>